

motore使用願

年 月 日

井野口病院院長 殿

下記の通りmotoreを使用したいので、許可くださるようお願いいたします。

申請者	所属団体名			
	代表者氏名			
	住所			
	電話番号		FAX (任意)	
	メール (任意)			
使用目的				
希望日①	使用日時	年 月 日 ()	時 分	～ 時 分
	使用人数	名		
希望日②	使用日時	年 月 日 ()	時 分	～ 時 分
	使用人数	名		
希望日③	使用日時	年 月 日 ()	時 分	～ 時 分
	使用人数	名		
希望日④	使用日時	年 月 日 ()	時 分	～ 時 分
	使用人数	名		

※複数の利用日がある場合は全て記入してください。枠が足りない場合にはコピーして使用してください。

(以下、病院記入欄)

理事長	院長	総務課長

motore使用許可書

上記施設の使用を許可します

受付日	処理番号	許可承認年月日	担当
年 月 日		年 月 日	

—— 地域交流コミュニティスペースmotore 利用案内 ——

■利用可能時間

当院診療日(月・火・木・金・土)の、午前9時から午後5時の間で、承認を受けた時間が利用可能です。利用時間には、準備や後片付けなどに要する時間も含まれますので、時間の配分に十分ご注意のうえ、催しの計画を立ててください。

■利用申込の方法

当院所定の「motore使用願」に必要事項を記入のうえ、当院まで郵送・FAX・メールによりお申込ください。「motore使用願」受理後、必要に応じて利用内容についての照会や、主催者の資料及び利用計画書等の提出をお願いすることがあります。なお、お申込は主催者からの申請に限らせていただきます。

■利用許可の制限・利用に際しての注意

次のいずれかに該当する場合は、利用の許可をいたしません。
既に利用を承認している、あるいは利用中であっても利用を中止させていただくことがあります。

- (1) 特定の政治的主張、宗教、社会活動等を宣伝、拡大する内容と認められる行為
- (2) マルチ商法、ねずみ講その他それに類する商取引に関する内容と認められる行為
- (3) 公序良俗に反する行為、またはそのおそれのある行為
- (4) 集団的にまたは常習的に暴力的不法行為、反社会的行為等を行うおそれのある組織の利益になると認められる行為
- (5) 患者さんや他の利用者に迷惑を及ぼすおそれのある行為
- (6) 法令に違反する行為、またはそのおそれのある行為
- (7) 他者のプライバシー、財産権、著作権、その他の権利を侵害する行為、またはそのおそれのある行為
- (8) 他者への誹謗中傷や不利益を与える行為、またはそのおそれのある行為
- (9) 施設や設備を損傷させる行為、またはそのおそれのある行為
- (10) 火気の使用または火災・爆発等の危険を生じるおそれのある行為
- (11) 音・振動・臭気の発生等により周囲に迷惑を及ぼすおそれのある行為
- (12) その他、当院が施設の管理・運営上不適当と認めたとき

■施設内での飲食・喫煙について

motore内ではお食事はできませんが、飲み物は飲んでいただくことは可能です。
当院は敷地内全面禁煙です。



■現状回復について

motoreの使用終了後は、ただちに原状に回復し、当院職員の点検を受けてください。
なお、これらを損傷、または滅失したときは、その損害を賠償していただきます。
催しの際に出たゴミ類は、お持ち帰りをお願いしております。

■その他

- ご利用時間中の貴重品の管理は、主催者の責任において行ってください。当院では盗難等の責任は一切負いません。
- motoreは院内行事や会議等で使用することもあります。ご希望の日になの予約が取れない場合もありますのでご了承ください。

【お問い合わせ・申請先】

社会医療法人千秋会 井野口病院 総務課 とみよし 富吉
〒739-0007 東広島市西条土与丸6丁目1-91
電話:082-422-3711(代) FAX:082-422-3714